なお、日本産業規格に適合する試薬については、その番号を付し、特級、１級、pH標準液用等の種類のある場合には、種類も付した。本規格で用いる試薬の名称が日本産業規格の名称と異なるものには、本規格の名称の次に日本産業規格の試薬の名称を付した。認証標準物質は、ＪＩＳ　Q0034に適合しＪＩＳ　Q0031に規定する認証書が添付されたものをいう。計量法（平成４年法律第51号）に規定する標準液又は標準ガスは、ＪＩＳ　Q0034に適合し、同法第144条第１項に基づく証明書が添付されたものをいう。

試薬・試液、容量分析用標準液及び標準液を保存するガラス容器は、溶解度及びアルカリ度が極めて小さく、鉛及びヒ素をできるだけ含まないものを用いる。

［略］

Ｌ－グルタミン酸測定用試液　Ｌ－グルタミン酸オキシダーゼ（*Streptomyces*属由来）、パーオキシダーゼ、４－アミノアンチピリン及び*N*－エチル－*N*－（２－ヒドロキシ－３－スルホプロピル）－３－メチルアニリンナトリウム塩を含むＬ－グルタミン酸測定用試液である。酵素活性試験法に適するものを用いる。

Ｌ－グルタミン酸測定用前処理試液　アスコルビン酸オキシダーゼを含むＬ－グルタミン酸測定用前処理試液である。酵素活性試験法に適するものを用いる。

［略］

Ｄ　成分規格・保存基準各条

成分規格・保存基準が定められている添加物は、当該成分規格・保存基準に適合しなければならない。

添加物が組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された物である場合には、当該物は、内閣総理大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたものでなければならない。当該安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた酵素については、当該酵素の定義の基原に係る規定を適用しない。

［略］

グルタミナーゼ

Glutaminase

［略］

グルタミナーゼ活性試験法　次の方法により試験を行う。なお、記載された方法で確認試験を行うことができない場合、試料希釈倍率、緩衝液及び反応温度については、科学的に正当な理由であると認められる場合に限り変更することができる。

本品1.0ｇを量り、水若しくは酢酸緩衝液（0.01mol／Ｌ、pH6.0、ポリオキシエチレン（10）オクチルフェニルエーテル含有）を加えて溶解若しくは均一に分散して50mLとしたもの又はこれを更に水若しくは同緩衝液を用いて10倍若しくは100倍に希釈したものを試料液とする。

Ｌ（＋）－グルタミン2.0ｇを量り、水70mLを加えて溶かし、pH6.0の酢酸緩衝液（１mol／Ｌ）10mLを加え、水を加えて100mLとしたものを基質溶液とする。用時調製する。

試料液１mLを量り、37℃の水浴中で５分間加温し、あらかじめ37℃に加温した基質溶液１mLを加えて、直ちに振り混ぜ、更に37℃で10分間加温した後、過塩素酸（83→1000）１mLを加えて振り混ぜ、直ちに氷水中で１分間以上冷却する。ただし、過塩素酸は質量分率60％のものを用いる。この液に水酸化ナトリウム溶液（３→100）１mLを加えて振り混ぜ、

なお、日本産業規格に適合する試薬については、その番号を付し、特級、１級、pH標準液用等の種類のある場合には、種類も付した。本規格で用いる試薬の名称が日本産業規格の名称と異なるものには、本規格の名称の次に日本産業規格の試薬の名称を付した。認証標準物質は、ＪＩＳ　Q0034に適合しＪＩＳ　Q0031に規定する認証書が添付されたものをいう。計量法（平成４年法律第51号）に規定する標準液又は標準ガスは、ＪＩＳ　Q0034に適合し、同法第144条第１項に基づく証明書が添付されたものをいう。

試薬・試液、容量分析用標準液及び標準液を保存するガラス容器は、溶解度及びアルカリ度が極めて小さく、鉛及びヒ素をできるだけ含まないものを用いる。

［略］

Ｌ－グルタミン酸測定用試液　Ｌ－グルタミン酸オキシダーゼ（*Streptomyces*属由来）、パーオキシダーゼ、４－アミノアンチピリン及び*N*－エチル－*N*－（２－ヒドロキシ－３－スルホプロピル）－３，５－ジメチルアニリンナトリウム塩を含むＬ－グルタミン酸測定用試液である。酵素活性試験法に適するものを用いる。

［加える。］

［略］

Ｄ　成分規格・保存基準各条

成分規格・保存基準が定められている添加物は、当該成分規格・保存基準に適合しなければならない。

添加物が組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された物である場合には、当該物は、内閣総理大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたものでなければならない。当該安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた酵素については、当該酵素の定義の基原に係る規定を適用しない。

［略］

グルタミナーゼ

Glutaminase

［略］

グルタミナーゼ活性試験法　次の方法により試験を行う。なお、記載された方法で確認試験を行うことができない場合、試料希釈倍率、緩衝液及び反応温度については、科学的に正当な理由であると認められる場合に限り変更することができる。

本品1.0ｇを量り、水若しくは酢酸緩衝液（0.01mol／Ｌ、pH6.0、ポリオキシエチレン（10）オクチルフェニルエーテル含有）を加えて溶解若しくは均一に分散して50mLとしたもの又はこれを更に水若しくは同緩衝液を用いて10倍若しくは100倍に希釈したものを試料液とする。

Ｌ（＋）－グルタミン2.0ｇを量り、水70mLを加えて溶かし、pH6.0の酢酸緩衝液（１mol／Ｌ）10mLを加え、水を加えて100mLとしたものを基質溶液とする。用時調製する。

試料液１mLを量り、37℃の水浴中で５分間加温し、あらかじめ37℃に加温した基質溶液１mLを加えて、直ちに振り混ぜ、更に37℃で10分間加温した後、過塩素酸（83→1000）１mLを加えて振り混ぜ、直ちに氷水中で１分間以上冷却する。ただし、過塩素酸は質量分率60％のものを用いる。この液に水酸化ナトリウム溶液（３→100）１mLを加えて振り混ぜ、